

道央廃棄物処理組合の管理者及び副管理者の給与及び旅費に関する条例

(平成26年2月18日条例第3号)

(趣旨)

第1条 この条例は、管理者及び副管理者の給与及び旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与)

第2条 管理者及び副管理者に対する給与は、支給しない。

(旅費)

第3条 管理者及び副管理者が公務のため旅行したときは、旅費を支給する。

2 前項に規定する旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、及び宿泊料とする。

(旅費の額)

第4条 旅費の額は、別表に掲げるもののほか、一般職の職員の例による。

(支給方法)

第5条 この条例に定めるもののほか、旅費の支給方法については、一般職の職員の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

旅費の額

区分	車賃 (1キロメートル につき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)
道内	37円	1,350円	13,300円
道外	37円	1,500円	14,800円

備考

- 1 千歳市内の旅行については、日当を支給しない。
- 2 石狩振興局、後志総合振興局、空知総合振興局、日高振興局及び胆振総合振興局管内の日帰り旅行については、日当を支給しない。
- 3 幌美内、支笏湖温泉その他管理者が指定する地域以外の千歳市内の区域で宿泊した場合の宿泊料は、この表に定める額の7割の額とする。